

立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和8年2月9日

提出者 立川市教育委員会

教育長 飯田芳男

理由

就学援助費支給対象の医療費廃止のため。

## 立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則

立川市教育委員会就学援助規則（平成20年立川市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(援助内容) 第5条 就学援助は、次の各号に掲げる費用について支給する。 (1)～(4) .....略.....  <u>(5)</u> .....略..... <u>(6)</u> .....略..... <u>(7)</u> .....略..... <u>(8)</u> .....略..... <u>(9)</u> .....略..... 2 .....略..... (支給方法) 第7条 .....略..... 2～5 .....略.....  6 .....略.....	(援助内容) 第5条 就学援助は、次の各号に掲げる費用について支給する。 (1)～(4) .....略.....  <u>(5)</u> <u>医療費（学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に規定する疾病を治療するものに限る。）</u> <u>(6)</u> .....略..... <u>(7)</u> .....略..... <u>(8)</u> .....略..... <u>(9)</u> .....略..... <u>(10)</u> .....略..... 2 .....略..... (支給方法) 第7条 .....略..... 2～5 .....略.....  <u>6</u> <u>前各項の規定にかかわらず、就学援助費のうち医療費については、受給者に対して医療券を交付し、その費用を委員会が医療機関又は薬局へ直接支払うものとする。</u> 7 .....略.....

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。